

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況により、今後開催予定のイベント等が中止や延期になる場合があります。

国保・年金

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます

対象のかたは届け出をすることで保険料が免除されます。免除期間は保険料を納付した期間とみなし、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

○国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降のかた

免除期間 出産予定日又は出産日が属する月の前月～4か月間(多胎妊娠の場合は3か月前～6か月間)

届出期間 出産予定日の6か月前から

※出産とは妊娠85日(4か月)以上で、死産、流産、早産、人工妊娠中絶の場合を含む

届出に必要なもの マイナンバーカード(お持ちでないかたは番号が確認できる書類および運転免許証等の身元確認書類の2点)又は年金手帳、母子健康手帳等

福祉

新任民生委員・児童委員(老人相談員)

4月1日付けで新しく次のかたが、厚生労働大臣から「民生委員・児童委員」に委嘱されました。また、高齢者福祉の向上のために活動していただくため、市の「老人相談員」の委嘱も併せて行いました。

民生委員・児童委員(老人相談員)には、個人の人格を尊重し、秘密を厳守することが法律で義務付けられていますので、気軽にご相談ください。

新任民生委員・児童委員 老人相談員(敬称略)

○矢内信子(☎070・5573・)

2758) 担当地域 美住町2丁目1～10、18～19

○太田幸江(☎090・9132・1312)

担当地域 本町2丁目4～16

○川村律子(☎394・5167)

担当地域 秋津町3丁目11～33

○萩澤保(☎395・9214)

担当地域 萩山町3丁目1～15、27～30

○田中康道(☎396・5827)

担当地域 萩山町3丁目17(都営1～10号棟)

担当地域 福祉推進課

身体・知的障害者相談員のご案内

市では、障害のあるかたの福祉の増進を図るため、身体・知的障害者相談員(左表参照)を委嘱しています。

障害者相談員は、障害のあるかたからの各種相談に応じ、そのかたに合った助言や関係機関等との調整をしています。相談内容等秘密は厳守されますのでご相談ください。

Table with 3 columns: 障害区分, 氏名(敬称略), 問い合わせ. Rows include 肢体不自由, 視覚, 聴覚, 内部的(心臓), 知的, 知的.

くらし

自治会長変更の届け出

市からの配布物や郵送物等を自治会長に送付するため、自治会長が変更になった場合は「自治会長等変更届」の提出をお願いします。

申請書 市民協働課(本庁舎1階)で配布又は☎からダウンロード

★提出が難しい場合はお問い合わせください。

※変更の連絡がない場合、前会長に配布物等が届く可能性がありますので、ご注意ください。

市民協働課

証明書の請求や戸籍の届出等には本人確認書類が必要

不正な手段による手続きを未然に防止し個人情報保護を図るため、窓口での本人確認にご協力をお願いします。

なお、代理人による証明書の請求等の際は、委任状および代理人の本人確認書類が必要となります。

本人確認書類が必要な手続き

○戸籍謄抄本・住民票の写し等の証明書の請求

○婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知等の戸籍届出

○転入・転出等の住民票の異動手続き

本人確認書類

○マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、その他官公署が発行した免許証等

★顔写真付きの本人確認書類をお持ちでないかたは、保険証や年金証書等、複数の書類の提示が必要です。

市民課

公有地の拡大の推進に関する法律(公拡法)に基づく届け出・申し出制度

都や市等が必要な道路・公園等、都市の健全な整備を促進するために、公有地の拡大の推進に関する法律に定められた「土地の先買い制度」があります。

市内の土地を有償で譲渡しようとするときに、次の要件のいずれかに該当する場合は、譲渡の3週間前までにその旨を市長に届け出る必要があります。

対象となる土地・面積の要件

①都市計画施設等の区域内の土地≧200㎡以上

②生産緑地区域内の土地≧200㎡以上

③①・②以外の市街化区域内の土地≧5千㎡以上

公拡法第5条(買い取り希望の申し出)

市内の一定規模以上の土地について地方公共団体による買い取りを希望する場合は、市長にその旨を申し出ることができま

対象となる土地・面積の要件

○都市計画施設の区域内又は都市計画区域内の土地のうち、市街化区域の土地≧100㎡以上

官公署

救急車の適正利用のお願い

令和元年中の東京消防庁救急出動件数は、過去最多の82万5千933件(速報値)でした。

搬送者のうち、入院を必要としない軽症の割合は50%以上を占めます。

救急車を呼ぶか迷ったらまず

は相談を

東京消防庁救急相談センター

急な病気やけがで、救急車を呼ぶか迷ったときにお電話ください。医師、看護師、救急隊経験者が24時間・年中無休で対応します。

東京版救急受診ガイド

けがや病気の症状に応じて質問に答えると相談結果や緊急度に応じた助言を得ることができます。

救急講習

東村山消防署では、応急手当、AEDの使用法、心肺蘇生法の訓練を行う救命講習を定期的に開催しています。

受講を希望するかたは同署へご連絡ください。

東村山消防署救急係(☎391・0119)

令和2年度東京都地域の底力発展事業助成」申請事業募集

都では、地域活動の担い手である町会・自治会が主催する取り組みを支援するため、助成を行っています。

対象事業

①地域の課題解決のための取り組み

②①のうち、都の特定施策の推進につながる取り組み(防災・節電活動、青少年健全育成活動、高齢者の見守り活動、防犯活動、オリンピック・パラリンピック気運醸成活動)

③①のうち、都が緊急に取り組むべき特定施策の推進につながる取り組み(多文化共生社会づくり)

④複数の単一町会・自治会が共同実施する地域の課題解決のための取り組み

⑤単一町会・自治会が他の地域団体と連携し実施する地域の課題解決のための取り組み

資料市・市民協働課(本庁舎1階)で配布

※募集期間等詳細は都・生活文化局のホームページをご覧ください。

申請 同地域活動推進課(☎03・5388・3166)

マイナンバーカードでマイナポイントがもらえます!

マイナポイント事業は国による消費活性化策で、令和2年9月から令和3年3月末までの間にキャッシュレスでチャージ又は購入をすると、1人あたり25%のマイナポイント(上限額5,000円相当分)が付与される事業です。

マイナポイントとは?

マイナポイントは、キャッシュレス決済サービスを提供するキャッシュレス決済事業者を通じて付与されます。マイナポイントの申し込みをする際に選択した決済サービスの利用時(チャージ又は購入)に、買い物等に利用できるポイント等として付与されます。

★マイナポイントを利用するにはマイナンバーカードの申請および「電子証明書」の搭載が必要です。カードの取得には1か月程度かかります。今後は混雑が予想されるため、早めの申請をお願いします。



https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/

マイナンバーフリーダイヤル(☎0120-95-0178、平日=午前9時30分~午後8時、土・日・祝日=午前9時30分~午後5時30分)、市・情報政策課 ※この情報は、4月8日時点の情報です。

マイナポイント予約から取得までの流れ



- 手順① ポイント予約: スマートフォンやICカードリーダーでマイナンバーカードを読み取る。手順② ポイント申込: 専用サイトにアクセスし、利用したい決済サービスを選択。手順③ ポイント取得: ②で選択した決済サービスでチャージ等を実施。